



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年11月16日金曜日 第2421号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....1040

地籍調査の成果の認証.....1040

港湾施設の概要.....1040

土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....1041

土地改良区の定款変更の認可.....1041

建設業者の許可の取消し.....1041

道路の区域変更（県道三坂松山線）.....1042

道路の供用開始（"）.....1042

開発行為に関する工事の完了（2件）.....1042

道路の区域変更（県道西条久万線）.....1042

道路の供用開始（"）.....1043

道路の供用開始（一般国道320号）.....1043

道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....1043

道路の区域変更（県道内子双海線）.....1043

道路の供用開始（"）.....1044

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....1044

争議行為の通知の公表.....1044

公安委員会規則

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....1045

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....1045

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....1046

政治団体の届出事項の異動の届出.....1046

政治団体の解散の届出.....1047

資金管理団体の届出.....1047

公営企業告示

落札者等の告示（2件）.....1047

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告示

○愛媛県告示第1349号

次のとおり落札者を決定した。
平成24年11月16日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県庁内LANシステム端末機の借入れ（パーソナルコンピュータ3,704台）	愛媛県企画振興部 地域振興局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年10月25日	NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号	2,700,243円 （月額）	一般競争入札	平成24年9月7日

○愛媛県告示第1350号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。
平成24年11月16日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
新居浜市	高祖の一部	平成22年度から平成23年度まで	新居浜市の地籍図及び地籍簿
松山市	空港通地区	平成22年度から平成24年度まで	松山市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成24年11月16日

○愛媛県告示第1351号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港湾施設の概要を次のとおり公示する。
平成24年11月16日

愛媛県知事 中村時広

種類	位置	数量及び能力
道路	四国中央市三島宮川一丁目字神之元2341番	延長 4.2メートル 幅員 20.0メートル
道路	同上	延長 6.5メートル 幅員 30メートル
荷さばき地	同上	面積 365平方メートル

野 積 場	同 上	面積 9,640平方メートル
-------	-----	----------------

○愛媛県告示第1352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市大島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年11月16日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 義 次	新居浜市大島188 - 2 番地

○愛媛県告示第1353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市下泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年11月16日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目 4 番30号
"	阿 部 良 一	新居浜市岸の上町一丁目 4 番41号
監 事	近 藤 美喜男	新居浜市下泉町一丁目 3 番14号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	阿 部 勝	新居浜市岸の上町一丁目11番27号

○愛媛県告示第1356号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 23) 第12282号	平成23年7月8日	四国中央開発(株)	井川 清利	四国中央市川之江町4105 - 12	平成24年10月16日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 20) 第8252号	平成20年4月4日	(株)中島工業	中島 勇	新居浜市清水町 8 - 16	平成24年10月17日	建築工事業、屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第16059号	平成23年12月26日	リフォーム K	上野 和寿	新居浜市政枝町 3 - 4 - 43	平成24年10月26日	大工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19) 第15174号	平成19年11月5日	曲淵建築	曲淵 初美	今治市上浦町甘崎878	平成24年10月30日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

"	近 藤 美喜男	新居浜市下泉町一丁目 3 番14号
監 事	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目 4 番30号

○愛媛県告示第1354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年11月16日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目 4 番30号
監 事	神 野 芳 彰	新居浜市下泉町一丁目 9 番48号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	阿 部 勝	新居浜市岸の上町一丁目11番27号
監 事	佐々木 豊 春	新居浜市下泉町一丁目 4 番30号

○愛媛県告示第1355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年11月16日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第1357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	三坂松山線	松山市窪野町乙487番4から 同町甲2190番地先まで	旧	メートル 35～27.5	キロメートル 0.032	
			新	35～22.5	0.032	

○愛媛県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町乙487番4から 同町甲2190番地先まで	平成24年11月16日

○愛媛県告示第1359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年11月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建（開）第30号 平成24年11月6日	伊予市下吾川字北西原1892番1	伊予市下吾川2045番地1 株式会社マミーハウス 代表取締役 相 中 ふじ子

○愛媛県告示第1360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年11月16日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建（開）第31号 平成24年11月7日	伊予郡松前町大字大溝字橋390番地1	松山市居相五丁目3番27号 佐 伯 隆 雄

○愛媛県告示第1361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町七鳥2548番2から 同町七鳥2547番2まで	旧	メートル 15.3~17.5	キロメートル 0.052	
			新	15.3~44.8	0.052	

○愛媛県告示第1362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町七鳥2548番2から 同町七鳥2547番2まで	平成24年11月16日

○愛媛県告示第1363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	320号	北宇和郡鬼北町大字北川328番から 同町大字北川333番2まで	平成24年11月16日

○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山376番1から 同町横山373番1まで	旧	メートル 5.1~17.6	キロメートル 0.107	
			新	9.9~67.9	0.107	

○愛媛県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	喜多郡内子町城廻743番から 同町論田1201番4まで	旧	メートル 5.0~6.6	キロメートル 0.052	
			新	7.8~20.0	0.052	

○愛媛県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	内子双海線	喜多郡内子町城廻743番から 同町論田1201番4まで	平成24年11月16日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年10月12日	NPO法人 姫だるまプロジェクト	久保美穂	松山市大街道三丁目8番地1号	この法人は不特定多数の人々を対象に伝統工芸品姫だるまに関する普及・啓発事業、姫だるま制作の後継者育成等を行う。併せて姫だるまの販売及び姫だるま関連商品の開発・販売を行うことにより、地域社会の文化の向上・振興に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年11月6日	特定非営利活動法人 輝け中島	笹野英樹	愛媛県松山市中島大浦1534番地1	この法人は、地域市民に対し、環境保全や経済の活性化を通じて雇用機会の均等と雇用の創出を図り、耕作放棄地や養殖場を借り受け地域物産などの開発や販売活動を行い、子供を中心としたスポーツ振興に努め、地域活性化に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成24年11月7日あったので公表する。
平成24年11月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成24年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成24年11月18日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

病院名	所在地
財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月16日

愛媛県公安委員会委員長 亀岡 マリ子

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the changes to Article 2 regarding the delegation of duties to the police chief, specifically mentioning the addition of Article 15, Paragraph 1 to the list of related provisions.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第2号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年11月16日

愛媛県公安委員会委員長 亀岡 マリ子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details the changes to '別表1' (Annex 1) regarding the chief's special decision matters, specifically the deletion of Article 2, Paragraph 5 from the list of related provisions.

部課長の専決事項

- 1 省略
- 2 課長専決事項
 - (1)～(6) 省略
 - (7) 組織犯罪対策課長

法令	専決事項
省略	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	1～4 省略 5 第25条第1項の規定による社会復帰アドバイザーに対する補導命令 6～8 省略 9 第39条の規定による暴力団の実態に関する他の公安委員会への照会及び回答並びに他の公安委員会からの回答の受理 10 第40条第1項の規定による違反行為等に関する他の公安委員会への照会及び回答並びに他の公安委員会からの回答の受理 11 第40条第2項の規定による命令等の必要がある違反行為等に関する資料の送付及び受理 12 第41条第1項の規定による援助の措置に関する他の公安委員会への協力及び協力依頼 13 第41条第2項の規定による申出に係る援助に関する他の公安委員会との連絡及び措置 14～17 省略
省略	

(8)～(12) 省略

部課長の専決事項

- 1 省略
- 2 課長専決事項
 - (1)～(6) 省略
 - (7) 組織犯罪対策課長

法令	専決事項
省略	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	1～4 省略 5 第28条第1項の規定による社会復帰アドバイザーに対する補導命令 6～8 省略 9 第40条の規定による暴力団の実態に関する他の公安委員会への照会及び回答並びに他の公安委員会からの回答の受理 10 第41条第1項の規定による違反行為等に関する他の公安委員会への照会及び回答並びに他の公安委員会からの回答の受理 11 第41条第2項の規定による命令等の必要がある違反行為等に関する資料の送付及び受理 12 第42条第1項の規定による援助の措置に関する他の公安委員会への協力及び協力依頼 13 第42条第2項の規定による申出に係る援助に関する他の公安委員会との連絡及び措置 14～17 省略
省略	

(8)～(12) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年11月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
みしょう秀樹後援会	御 莊 秀 樹	野 口 秀 文	西条市朔日市892	平成24年10月1日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成24年11月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
三宅しげひろ後援会	主たる事務所の所在地	四国中央市下柏町758 - 1	四国中央市下柏町888 - 2	平成24年10月2日	

	会 計 責 任 者	大久保 和 彦	高 橋 内 次		
柳野大和後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町大字延野々1448 - 1	北宇和郡松野町大字吉野777	平成24年10月9日	
	代 表 者	布 久 光	太 田 安 男		
	会 計 責 任 者	岡 村 俊 男	柳 野 千 帆		
自由民主党愛媛県宅建支部	会 計 責 任 者	岡 田 泰 司	高 橋 久 直	平成24年10月17日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年11月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
民主党愛媛県参議院選挙区第1総支部	友 近 聡 朗	平成24年8月31日

村 上 悦 夫 後 援 会	岡 敬 二	平成24年9月1日
自 由 民 主 党 面 河 支 部	中 川 武 志	平成24年9月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成24年11月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
御 荘 秀 樹	西条市議会議員	みしょう秀樹後援会	西条市朔日市892	御 荘 秀 樹	平成24年10月1日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第14号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年11月16日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
新中央病院院内LAN（1号館）整備事業（月額賃借料 / 愛媛県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年10月31日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	1,041,600円	一般競争入札	平成24年9月21日

○愛媛県公営企業告示第15号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年11月16日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
医療機器（X線Cアーム透視装置）の購入（愛媛県立新居浜病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年11月2日	㈱シーメック松山営業所 松山市北井門2丁目12-7エシアンジュール松山105	21,735,000円	一般競争入札	平成24年9月21日